

# 目標地図作成のための委員ころえ ver. 1

## 目次

1 はじめに	1ページ
2 制度を理解しよう	2ページ
3 具体的な動き (1)事前に準備しよう	4ページ
(2)地域に入ろう	
4 話し合いの中で気をつけること	7ページ
5 その他	7ページ

1

### 1. はじめに

令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等が改正され、これまで「人・農地プラン」の取組として行ってきた地域の話合いが、法律に基づく取組になりました。名称は「地域計画」と改められ、地域の農業を持続していくための方針と併せて、「目標地図」という、農地ひと筆ごとに10年後の耕作者の計画を立て、農地、人、地域を無理なく守り、よりよくしていくために、地域の皆さんで話し合いを行っていきます。農業委員会は、地域計画における目標地図の作成が新たな役割として位置づけられました。

農業者の減少と高齢化、今後の担い手の不足は、阿賀野市においても深刻な状況です。これからの阿賀野市農業を担っていく人たちと農地を守っていくために、農地の集積・集約化は喫緊の課題といっていでしょう。

令和7年度末の地域計画の公表に向けて、阿賀野市農業委員会では今後、全集落で目標地図作成のための話し合いを進めていきますが、農業委員会事務局が各集落の全ての話し合いに同行することが困難であり、2回目以降の話し合いは委員のみになる可能性が高いため、この資料を作成しました。農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんに知っておいていただきたいこと、心構えや注意点をできるだけ話し言葉で記載しています。また、農地に関わる法律は正式な法律名が大変長いため、委員同士や事務局との普段の会話の中で使う言葉のまま記載してあります。

委員の皆さんが地域での話し合いに入った際に活用いただければ幸いです。

## 2. 制度を理解しよう

### 地域計画、目標地図とは何かを理解しよう

地域計画とは、人・農地プランが法定化されて地域の農地のあり方を地図化(人・農地プランの実質化の内容等を地図化)するもので、地域で話し合っ決めていくものです。権利関係の予約や成約を目指すものではありません。権利関係の調整は地域計画ができてからになりますし、地域計画ができてすぐに調整しなければならないものでもありません。

2 今までの人・農地プランは、地域の中心的経営体に農地を集積するためにさまざまな手法を用いて話し合い、将来方針を文書化してきましたが、地域計画は従来の担い手(認定農業者等)に加え、多様な農業経営を行う農業者(兼業で農業に従事する者等)や農作業受託者も地域を支える重要な人たちと定め、地域で農業を営んでいる人や農地を貸している人みんなで地域の農業のことを話し合い、考えていくこととなります。(何を今さらといった感があるかもしれません)

目標地図は、地域の皆さんの話し合いと農地の出し手と受け手の意向を踏まえて、10年後を見据えて地域の目指すべき農地利用のあり方を地図化することで、地域計画を作成する上で大切な役割を担います。農業委員会は、地域計画の中で10年後の農地を誰が耕作していくのかを目標地図という形で作成することが新たな仕事として定められました。

### 人・農地プランと地域計画はどう違う？

地域計画が法定化されて人・農地プランはなくなった、役目を終えた、またわけの分からない何かができたとする人もいるかもしれませんが、人・農地プランと地域計画は別々のものではありません。人・農地プランに新たに地域の農地のあるべき姿を加えることで、より踏み込んだ計画となるのが地域計画といえるでしょう。

### 「担い手」と「担う者」はどう違う？

担い手は、認定農業者、認定新規農業者(両方を総称して認定農業者とってください)、集落営農組織や農業法人(農地所有適格法人や農事組合法人等)、基本構想水準到達者などです。

一方の担う者は、上記の担い手に加え、経営規模の大小を問わず継続的に農業を営む人や、委託を受けて農作業を行う人をいいます。こう言うとややこしくなりますが、簡単に言ってしまうと、専業も兼業も自分の家で食べるだけの生産をしている人も、みんなだと思ってください。ほかにも、移住して農業に従事する人や定年後に就農しようとする人など、地域によってさまざまな業態の人がいます。

農地を担い手だけでどうにかしようとしてきたけれど、実は以前からそうだったように、農村にはいろいろな経営体があって、それぞれのあり方で地域ができているのだから、経営面積の大小に関わらず、ともに農地と地域を考え守っていく方向によろしくなったということです。

### 農地の集約と集積はどう違う？

農地の集積は、聞き慣れた言葉で言えば規模拡大で、耕作する農地の面積を拡大していくことです。離農や規模縮小のためにあっせんが出て、規模拡大意向の人にその農地を耕作してもらうのは集積となります。一方、農地の集約は、作業利便性を上げるなどの目的で、耕作している農地を面的にまとめることをいいます。農業委員会は今までも、あっせんの申出があった際、該当農地の近隣の担い手から順に耕作者を探してきましたが、それだけではなかなか面的な集約につながらないケースもありました。

今回の目標地図の作成で集約と謳われているのは賃貸借による集約であって、農地の所有権の移動ではありません。地権者の中には所有権の移動と勘違いしている方もいますので、集積・集約の違いと併せ、理解しておいてください。

3

### 法改正で何が変わるのかを知ろう

地域計画が作成され、相応の手続きの後に公表されると、農地の賃貸借契約は農地法3条か農地中間管理機構利用での契約のどちらかになります。今まで私たちに一番なじみがあった農業経営基盤強化促進法の相対での貸し借りはなくなります。農地中間管理事業の推進に関する法律(通称:バンク法)では物納もできる解釈となっていますが、現状、新潟県ではごくごく一部の地域を除き、バンク法利用での物納は行っておらず、阿賀野市は農林公社の物納取扱要領は適用されませんので、物納での契約もできなくなると理解してください。

農地法3条での物納での契約は引き続き残りますが、基盤強化法での契約と違い、賃貸借の期間が満了したとしても、解約の手続きを行わなければ従前の契約と同一の条件で賃貸借をしたものとみなされ、そのまま賃貸借が継続しますので注意が必要です。

農地の貸借の際、既に農地中間管理機構の利用をお勧めしている当農業委員会としてはあまり大きな変化のイメージはありませんが、賃貸借の期間が10年以上となること、新潟県では貸し手・借り手とも賃貸借料の総額0.5%ずつの手数料がかかるようになること、賃借料の引落日、振込日が決まっていることなど、説明の際に注意しなければならない事項があります。

※ 阿賀野川土地改良区の土地改良水利費の後期分引き落とし日は10月24日ですが、中間管理機構を通じた契約の最速の入金日は11月10日となります。賃借料で土地改良水利費を支払っていた地権者も多く、中間管理機構利用を勧める際のネックの一つになっていますが、中間管理機構を利用している地権者については、年内いっぱい支払いをすれば延滞金は発生しない旨、理事会で承認されています。

——→ 総会終了後などに農林課や農業委員会事務局から制度の説明が繰り返し行われます。人・農地プランの実質化のときもそうでしたが、何度も繰り返し聞くことで理解が深まりますので、委員自らも学んでいきましょう。

## 3. 具体的な動き

### (1) 事前に確認しよう

## 工程表を確認しよう

令和5年2月末に、農林課から地域計画の工程表の説明がありました。地域計画については令和7年3月末に公表され、4月から実行となります。また、地域の実情に応じて変更できることになっています。

目標地図は地域計画と一体ですが、地域計画の公表前の11月をめどに作成が完了していないと、3月末に地域計画の公表をすることができません。委員向けの研修会などでは令和7年3月末とよく耳にしますが、実は目標地図の期限はその4カ月ほど前となります。

阿賀野市農業委員会では、目標地図の提出を令和7年9月末をめどとして話し合いを進め、11月までに精査を行う予定としています。

4

## 担当地域の割り振りと担当除外

目標地図の作成には各地域・各集落での話し合いが必要になりますが、委員が居住している集落での話し合いには、委員としてではなく経営主として出席してください。委員が居住する集落については、地区総括をはじめ他の地区担当委員が手分けして担当します。

また、人・農地プランの話し合いが継続しているなどの場合は、過去の経緯等を踏まえ、担当地区であっても他の委員が担当する場合があります。人・農地プランからの流れを総合的に判断して、事務局と四役で委員が担当する地域を決めますが、入作・出作の状況や地域の実情等で変更したほうがいい場合は申し出てください。

場合によっては委員2名の体制より1名や3名等、地域の実情と話し合いの進捗によって変更することもあります。

## 担当する地域の担い手を知ろう

地域の話合いに入る前に、過去の経営状況調査表で地域の担い手を把握しましょう。認定農業者等、担い手と言われる人たち以外にも経営拡大意向の人はいますし、縮小意向や、期限は定めていなくても離農の意向を示している人も把握することができます。

経営状況調査は、阿賀野市農業委員会が平成28年度から取り組んできた情報の積み上げです。話し合いを進める際のデータにもなりますので積極的に活用してください。

## (2)地域に入ろう

### 話し合いのスタイル

多くの場合、地域での話し合いはワークショップ形式とプレゼンテーション形式の2通りに大別されます。ワークショップ形式とは、KJ法といわれる手法で情報を整理していくやり方で、設問に対して付箋などに自分の思いついた考えを書いていき、それをグループ化することで、問題点や課題を言語化していく手法ですが、ファシリテーターと呼ばれる技量を持った話し合いの進行役が必要となります。

阿賀野市では、人・農地プランで行ってきたプレゼンテーション形式を主たる方法として話し合いを進めた

いと考えていますが、地域によってはワークショップ形式のほうが向いているところもありますので、話合いに入る前に事務局と相談してください。

一見、積極的な発言が多く活発に議論されているように見える話合いであっても、決まった人だけが発言していたり、強引に話を進めるような様子が見て取れるときは、学級会方式の採用も検討してください。

#### 地域の現状を知ってもらおう

現在の農業経営者の年齢構成や後継者の有無、経営継続の希望など、地域の現状を地域の皆さんで共有するところから話合いを始めましょう。そのための資料として、アンケートの集計結果や集落の年齢構成表などの資料をお渡しますので、活用してください。

5

#### 10年後の地域を想像してもらおう

現状を認識したら、10年後の地域の姿を想像してもらう段階に入ります。当然のことですが、地域の話合いの場に出席している農業者は、今より10歳、年を重ねることになります。アンケートで現状維持と答えていても、回答者の希望的観測の場合もあるため、現状認識後に再度問いかけてみる必要があるでしょう。その際には、後継者がいるのかどうか、その後継者は後継の意思表示をしているのかどうかについても併せて聞いてください。

将来の話をする、「自分はどうせ死んでるから、どうでもいい」「今までもそうだったんだから、なるようになる」「誰かがやるだろう」といった声が多く聞かれますが、規模拡大意向の農業者は限られ、もう限界だと言う担い手が多いのが現状です。悲観的になることは避けつつ、しっかりと今と将来を考えてもらえるよう、話合いを進めていってください。

もう一つ、地域での話合いの際に必ず出るのが法人化の話です。問題意識を持った農業者が本気で取り組むのであれば、関係機関と連携して法人化を進めることは地域にとっても大きなよりどころとなりますが、法人化すれば全てが丸く収まるものではありませんので、慎重に対応してください。なお、地域の総意で組織化に取り組む意志があると判断した場合は、別途説明が必要になるため、地区総括と事務局に連絡してください。

#### 受け手と出し手は誰なのか、話してもらおう

地域の中で、誰が農地の受け手(借り手)となるのか、出し手となるのかを考えてもらいます。人数的にも面積的にも、受け手より出し手のほうが圧倒的に多くなることが予想されますが、出し手側は「もっとできるだろう」「遠慮するな」「施設や機械を建て替え(買い替え)ればいいじゃないか」など、安易な言葉を投げかけがちです。大風呂敷を広げて安易に考える受け手がいる一方で、慎重すぎるほど慎重な受け手もいるなど、受け手の考えや経営計画はそれぞれです。みんなが思う担い手とその本人の考えに開きがないかを見きわめ、必要であれば受け手だけで一度話をする機会を持ちましょう。

また、大勢の前ではなかなか意思表示をしない方もいるため、特に受け手の場合は、話を振ってみたり、

意見ではなく会話や問いかけで気持ちを引き出すなど、発言の機会を持てるように配慮してください。

#### それぞれの立場で話し合いをしてもらい、希望を聞こう

目標地図は、農地1筆ごとに将来誰がその農地を耕作するのかを紐づけすることが最終目的です。特にアンケートや話し合いの場で離農や規模縮小の意向の方と規模拡大の意向を示した方については、しっかりと意向を把握するため、それぞれの立場の希望を聞くことが必要です。希望や将来展望を聞いた後に、意向を地図に落とし込むことになります。

6

#### 地域に担い手がいない場合の話し合いの進め方

地域に担い手がいない場合こそ、その地域の農地を将来どうしていくか真剣に話し合ってもらわなければなりません。参集者の中には、家族の意向を聞かずに後継者がいないといっているケースも多く、後継者世代の意向が本当に反映されているのかを確認する必要があります。(後継者世代で一度話し合いの場を持つといいでしょう)

意向を確認してもなお、担い手がいない場合や、地域の農地を担いきれない等、いろいろなケースが考えられるため、そうした結論に至ったときは事務局や地域総括(四役)に相談して、その後の話し合いの方向性を一緒に考えていきましょう。

担い手がいない場合は、組織化等の話や地域外から担い手に入ってもらうなどの方法もありますが、そういった話が出た場合は地区総括や事務局に連絡をお願いします。

#### 基盤整備事業が確定している地域の話し合いと目標地図

基盤整備の本同意がなされている場合、それまでの過程で土地改良区の同席の下で徹底した話し合いをしています。担い手も明確になっていますが、目標地図はあくまで現況地図への落とし込みとなるため、基盤整備事業の予定がない地域とは若干異なります。事務局や地区総括と相談の上、進めてください。

本同意に至っていないものの、既に話し合いをしていたり仮同意の段階の地域もありますので、農家組合長等に確認をした上で話し合いを始めてください。農業委員会事務局でも、土地改良区に確認しながら情報を得ていきますので、不確定な場合は事務局に聞いてみてください。

#### 中山間地の地域計画・目標地図について

阿賀野市の笹神地区の中山間地では、既にビレッジプランの話し合いが進んでおり、今後も耕作していくべき農地と農業以外の用途に供する農地についても話し合われています。進捗については、農林課、農業委員会事務局も把握し、話し合いにも出席しているため、農業委員会事務局と相談してください。

#### 4. 話し合いの中で気をつけること

・出席者が話し合った実感を持ってもらえるよう、弁の立つ人や特定の人だけで話が進まないように配慮して

ください。口数が少ない人や積極的に意見を言わない人からもまんべんなく意見を出してもらえよう、進行の際には心配りをお願いします。

・結論ありきで話し合いを始めないでください。否定的な発言が多く出ると議論が前に進まなくなるため、「そうならないためにはどうしたらいいと思いますか」などの問いかけで話し合いが前に進むようにしてください。

・誰かがやってくれる、どうせ自分は引退してる、死んでるからどうでもいいと言う人はどこの地域にもいますが、誰かが引退しても死去しても農地は残ります。自身のことだけでなく、次の世代や地域のことを考えるための話し合いであることを丁寧に伝え、理解いただけるようにしてください。

7  
・農業委員・農地利用最適化推進委員はコーディネート役であって、話の主役ではないことを意識して話し合いを進めてください。

・目標地図を作ることに注力しないよう気をつけましょう。大切なのは、地域を考え、話し合いを重ねることです。目標地図ができたなら終わりではなく、その後も見直しや話し合いを継続していくことが大切です。

## 5. その他

・地域での話し合いの進捗を、地区総括、農業委員会事務局に報告してください。話し合いの中で困ったことや組織化の話が具体化した等、何でも結構です。それぞれの地域の事情も含めて把握することで、話し合いの停滞や他地域との連携、担い手のいない地域への具体的な働きかけなど、総括と農業委員会事務局でよい方向を見出してもらうための相談をしていきます。

こういったプロジェクトで大事なものは情報共有です。一番大事ですが、一番忘れがちで一番面倒なことです。1人でやっている方が何倍も楽ではありますが、最新情報を迅速に関係者に行き渡らせることが大切ですので、忘れずに報告をお願いします。

・農業委員だから、農地利用最適化推進委員だからといっても、制度の全てを理解している人はいないと思われるかもしれません。聞かれて分からないことは調べて連絡すると返事をし、分かった体で返答しないでください。

・どんなに話を進めようと努力しても、さまざまな理由で進まない地域はあると思われるかもしれません。委員の力不足ではないケースも多々ありますので、地区総括に相談してください。地区総括が同席したり、場合によっては地区を越えて会長、会長職務代理が同席や引き継ぐこともできますので、抱え込まないようにしてください。

・6月総会前の委員向け説明会での質疑を参考に、Q&A集も作成したいと考えています。参考にしてください。

・全ての活動について、忘れずに活動記録簿に記載してください。